

西東京市道路占用料等徴収条例第3条の規定による減免措置の基準

第1 通則

西東京市道路占用料等徴収条例（以下「条例」という。）第3条の規定による減免措置は、この基準によるものとする。

第2 条例第3条第1項第1号から第7号までに掲げる物件に対する措置

1 占用料の額の全部を免除することができるものは次のとおりとする。

(1) 条例第3条第1項第1号、第2号及び第4号から第7号までに掲げる物件。ただし、同条第2号に規定する鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者がその鉄道事業等で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（以下「鉄道施設」という。）を除く。

(2) 条例第3条第1項第2号に規定する鉄道施設のうち次に該当するもの

ア 道路が鉄道施設の敷地を無償で使用する場合の当該鉄道施設（地下鉄施設は除く。）

イ 地下鉄施設のうち路上施設を除く当該地下鉄施設

2 占用料の額の3分の2を免除することができるもの

条例第3条第1項第3号に掲げる物件のうち、駐車場法（昭和32年法律第106号）第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場（以下「都市計画駐車場」という。）

第3 条例第3条第1項第8号に掲げる物件に対する措置

占用料の額の全部を免除することができるもの

(1) 街灯（アーチ式のものを除く。）及び街灯への配線

(2) アーケード

(3) 公益社団法人及び公益財団法人が設置する放送法（昭和25年法律第132号）によるテレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われるものに限る。）の用に供する施設のうち、架空の道路横断電線

(4) テレビジョン放送の受信障害を解消するための専用施設で非営利的なもの

(5) 公共的団体が設置する有線放送施設及び水道管、下水道管その他の管路

(6) 塩、郵便切手の販売場所を示す規格化された看板（店舗に取付けられたもので、一店舗各一個に限る。）

(7) 無料で公衆に開放している公園、広場及び運動場

(8) かんがい排水施設その他の農業用地の保全又は利用上必要な施設

(9) カーブミラー、くずかご、灰皿、花だん等で営利の目的がなく、交通安全及び道路の美化並びに公衆の利便に著しく寄与すると認められるもの

(10) 地下街、地下室、通路等に付随して設置される洗面所、休憩所等で、主として公衆が無料で使用できるもの及び非常階段その他避難用施設

(11) 地上権等により道路敷の権原を取得して道路を築造した場合における当該道路敷地内の占用物件。ただし、地上権等を設定する際に占用料の徴収を前提としている場合は、この限りでない。

(12) 道路が河川及び公園の区域に重複し、その管理者が占用使用料を徴している場合における当該道路区域内の占用物件

(13) 電気事業者及び認定電気通信事業者が設ける支柱、支線、架空の道路横断電線

(14) アーチ式工作物のうち、商店会等が地元商工業の振興のため設置するアーチ型装飾燈（都又は市が設置費の補助等を行うものに限る。）

- (15) 表示面積が 2.0 平方メートル以下の自家用看板（第 3 号第 4 項第 1 号に掲げるものをのぞく。）
- (16) 西東京市「はなバス」の運行のために設置された停留所標識及び待合所（上屋を含む。）
- (17) バス（前号に規定するバスを除く。）停留所に付随して設置された上屋
- (18) 装飾灯、公共用歩廊（アーケード）に添加する広告物のうち、広告物の添加により得られた広告料収入をすべて地域における公共的な取組に要する費用に充当することを目的とするもの

2 占用料の額の 2 分の 1 を免除することができるもの

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人が設置する放送法によるテレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われるものに限る。）の用に供する施設のうち、架空の道路縦断電線
- (2) 駐車場（都市計画駐車場を除く。）
- (3) 露店及び移動売店施設（靴磨き、靴修理所を含む。）
- (4) バス（前項第 16 号に規定するバスを除く。）停留所標識及びバス待合所
- (5) 公安委員会の設ける交通信号灯を添架している電気事業者の電柱及び認定電気通信事業者の電話柱
- (6) 認定電気通信事業者が設ける工作物等に添加する携帯電話等の無線基地局及びその他これに類する小型の無線基地局

3 占用料の額の 6 分の 5 を免除することができるものは、宝くじ売り場（ただし、年間占用日数は 60 日以内とする。）とする。

4 その他占用料の額の全部又は一部を免除することができるもの及び減免額

- (1) 看板 別表第 1 に定める額を超える部分
- (2) 共同収容を利用して敷設する電線のうち、電線の芯線の一部のみを所有する場合 当該電線の占用料の額の 3 分の 1 を超える部分
- (3) 日よけ 別表第 2 に定める額を超える部分
- (4) 商品置場 別表第 3 に定める額を超える部分
- (5) 電線共同溝整備のために設ける柱状型機器
占用料の額の 9 分の 1 を超える部分
- (6) 平成 5 年 4 月 1 日以降、既設の架空電線を撤去するために、地下に埋設した電線、管路（「地下電線その他地下に設ける線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）で次に掲げる要件を満たすもの 占用料の額の 9 分の 1 を超える部分
 - ア 電気事業者もしくは認定電気通信事業者又は放送法第 126 条第 1 項の規定に基づき総務大臣の認定の登録を受けた一般放送事業者等が設けるものであること
 - イ 外径 0.2 メートル未満の物件であること
- (7) 電線共同溝、キャブ等に設ける電線類（「地下電線その他地下に設ける線類」として占用料を徴収するものに限る。）
占用料の額の 5 分の 4 を超える部分
- (8) 電線共同溝、キャブ等に設ける電線類（「地下電線その他地下に設ける線類」として占用料を徴収するものに限る。）と一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）
占用料の額の 9 分の 1 を超える部分

第 4 委任

前各号に定めない占用について、市長が特に減免を必要と認めたものについてはその都度別に定める。

附 則

この基準は、平成 14 年 7 月 1 日から施行

この基準は、平成 18 年 7 月 1 日から施行

附 則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行

附 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行

別表第1(第3関係)		
物 件		減免後徴収単価 (1個につき)
電柱広告	添 加	3210円
	巻 付	1440円
消火栓標識広告 バス停留所標識広告		2110円
鉄道乗車位置広告		1230円

別表第2(第3関係)		
物 件		占用面積1平方メートルにつき1年
日 よ け		1820円

別表第3(第3関係)		
物 件		占用面積1平方メートルにつき1年
商 品 置 場		8210円